# 平成23年　第2回　東彼杵町議会定例会会議録

平成23年第2回東彼杵町議会定例会は、平成23年6月23日本町役場議場に召集された。

1　出席議員は次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 1番　福田　　修　君 | 2番　橋村　孝彦　君 |
| 3番　浪瀬　真吾　君 | 4番　堀　進一郎　君 |
| 5番　滝川　初夫　君 | 6番　吉永　秀俊　君 |
| 7番　佐藤　隆善　君 | 8番　樋口　庄次郎君 |
| 9番　岡田　伊一郎君 | 10番　後城　一雄　君 |
| 11番　本下　利之　君 | 12番　森　　敏則　君 |

2　欠席議員は次のとおりである。

なし。

3　地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 町　　長　渡邉　　悟　君 | 教 育 長　今道　大祐　君 |
| 総務課長　森　　隆志　君 | 建設課長　山田　　聡　君 |
| 産業振興課長　原田　尚登　君 | 町民生活課長　林田　政佳　君 |
| 農委局長（原田　尚登）君 | 町民福祉課長　三根　貞彦　君 |
| 水道課長　西坂　孝良　君 | 税務課長　冨永　　勝　君 |
| 会計課長　森山　武司　君 | 財政管財課長　下野　慶計　君 |
| 教育次長　山口　　章　君 | |

4　書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉　房男　君　　書　記　湯藤　美絵子　君

5　議事日程は次のとおりである。

日程第　1　議案第38号　東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　2　議案第40号　東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　3　議案第43号　平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　4　議案第45号　平成23年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　5　議案第42号　損害賠償の額を定め和解することについて
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第　6　議案第 47 号　平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第　7　議案第 37 号　町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　8　議案第 48 号　東彼杵町副町長の選任について
日程第　9　発議第 3 号　議会改革特別委員会設置に関する決議
日程第 10　発議第 4 号　学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議
日程第 11　委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第 12　特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第 13　議員派遣の件

開　　会　（午前9時30分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1　議案第38号　東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2　議案第40号　東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3　議案第43号　平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4　議案第45号　平成23年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

日程第1、議案第38号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第40号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第43号、平成23年度東彼杵町一般会計補正予算、第1号、日程第4、議案第45号、平成23年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算、第1号、以上4案を一括して議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは総務委員会に付託をされました、議案第38号、議案第40号、議案第43号、議案第45号を一括して、会議規則第76条の規定により報告致します。

1．付託された事件　議案第38号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例

2．審査年月日　平成23年6月17日

3．審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長の出席を求め審査を行ないました。この条例は、まちづくりの機能的組織、体制作りに向け、町勢振興や地域総合企画に関する事項などを行うまちづくり課を新しく設置するもので、慎重に審査した結果、全委員一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程で人口減少が続く中、まちづくり課だけに任せるのではなく、職員全員の英知を結集し取組んでもらいたい。又、設置された以上は評価を受けられるよう努力を望むという意見がありました。

次に、議案第40号について報告致します。

1．付託された事件　議案第 40 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
2．審査年月日　平成 23 年 6 月 17 日
3．審査の経過並びにその結果
付託された事件について総務課長の出席を求め審査を行ないました。この条例は平成 22 年に施行されたが、奨励金の対象となる住宅等は町内 34 地区で同じ地区の中での取得は対象とならなかったが、今回の改正により町内全域が奨励金の対象とすることになった。又、町外に本拠地を有する業者の施行による新築住宅で工事費の内 3 割以上を町内業者が施工を行った場合、住宅 1 戸につき 50 万円を 70 万円に増額するもので定住が促進され人口増に繋がると思われる。慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程であらゆる方法を用い広報を行うべきであり定住者の増加により固定資産税収の増にも繋がるとの意見がありました。
次に、議案第 43 号を報告致します。
1．付託された事件　議案第 43 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）
2．審査年月日　平成 23 年 6 月 17 日
3．審査の経過並びにその結果
付託された事件について各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行ない、その後委員会を開催しました。本件は、歳入歳出それぞれ 161,187 千円を追加し、総額を 4,587,187 千円とするものである。今回の補正の主なものは、長崎鳥獣害防止総合対策事業補助金、ワイヤーメッシュ柵等の農業振興費 104,180 千円、庁舎トイレ改修工事費等 12,053 千円である。主な財源として県支出金、地方交付税等が計上されている。慎重に審査した結果適正な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で予算は国県補助金や地方交付税等に頼らざるを得ない現状であり、特に地方交付税算定額の一部として 22 年の国勢調査人口減は今後 5 年間に影響するもので事業推進にあたっては慎重に取り組む必要がある。又、彼杵中学校の漏水対策は本質的な改善をやるべきで、今後工法等を検討すべきであるという強い意見がありました。
次に、議案第 45 号を報告致します
1．付託された事件　議案第 45 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
2．審査年月日　平成 23 年 6 月 17 日
3．審査の経過並びにその結果
付託された事件について町民福祉課長の出席を求め審査を行ないました。本件は、歳入歳出それぞれ 9,505 千円を追加し、総額を 822,105 千円とするものである。今回の補正の主なものは平成 22 年度介護保険事業精算に伴い、給付費や事業費の実績減による償還金 9,455 千円である。主な財源として繰越金等が計上されている。慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。以上です。

**○議長（森敏則君）**

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてから質疑をお願い致します。

6 番議員、吉永君。

**○6 番（吉永秀俊君）**

議案 38 号について委員長にお尋ねします。今回このまちづくり課というのは新町長渡邉町長の希望で新しく設置をされた課なんですけども、説明の時はやはり既存の全課に亘るような総合企画をする様な課でございますので、やはりある程度スペースも場所もいると思います。しかし現在役場の庁舎内は非常に手狭でスペースも無いと思うんですけど、このまちづくり課を庁舎内の何処にどの様な規模で作るのかということについては、総務課長あたりから具体的な説明があったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（森敏則君）**

岡田総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）**

お答え致します。その話は本会議の時に質疑があったと思います。それで、そこまで立ち入った議会としての意見は、それは執行部に任せるべきで、そういう話は出ておりません。以上です。

**○議長（森敏則君）**

6 番議員、吉永君。

**○6 番（吉永秀俊君）**

やはり議会としても、具体的にどういうふうなスペースで、スタッフは 3、4 人という説明がありましたが、それは納得したんですけど、庁舎の何処の場所にと、そのくらいまでお尋ねされても良かったんじゃないかという気がしたものですから、こういった質問をしたんですが。

**○議長（森敏則君）**

岡田総務厚生常任委員長。

**○総務厚生常任委員長（岡田伊一郎君）**

お答えします。これは本会議の時に総務課長が答えられたと思うんですが、今の副町長の位置で企画と総務課でございますので、そこに配置するような話を承っておりますので委員会では特段出ておりません。個人の意見ではございません。町長も副町長の席はそういう意見が出ておりますので、考慮されているという話しでございますのでお答えを致しました。

**○議長（森敏則君）**

他にありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

他に質疑が無ければ、これで質疑を終わります。

**○議長（森敏則君）**

次に、議案第38号、議案第40号、議案第43号、議案第45号の討論を一括して行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで議案第38号、議案第40号、議案第43号、議案第45号の討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第38号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第40号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第43号、平成23年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第45号、平成23年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第 42 号　損害賠償の額を定め和解することについて
（委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第６　議案第 47 号　平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）
次に、日程第 5、議案第 42 号、損害賠償の額を定め和解することについて、日程第 6、議案第 47 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算、第 1 号、以上 2 案を一括議題とします。2 案について委員長の報告をそれぞれ求めます。
産業建設常任委員長、福田修君。
○産業建設常任委員長（福田修君）
それでは、委員会審査報告を、会議規則第 76 条の規定により 42 号と 47 号を一括して報告します。
1．付託された事件　議案第 42 号、損害賠償の額を定め和解することについて
2．審査年月日　平成 23 年 6 月 17 日
3．審査の経過並びにその結果
6 月 17 日に水道課長、担当職員の出席を求め、委員会を開催し事件内容について詳細に説明を受けた。この事件は平成 20 年度水道課発注、橋の詰地区汚水幹線管渠築造工事において、振動が原因により所有家屋、本屋、車庫２棟 95 箇所が損傷し損害賠償を求められたものである。慎重に審査した結果、今回の処理はやむを得ないものと判断し、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で今後の発注、着工には十分な調査、監理により工事を施工すべきとの全委員の意見でありました。
次に、議案第 47 号を報告します。
1．付託された事件　議案第 47 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算、（第 1 号）
2．審査年月日　平成 23 年 6 月 17 日
3．審査の経過並びにその結果
6 月 17 日に水道課長、担当職員の出席を求め、委員会を開催し事件内容について詳細に説明を受けました。この事件は平成 20 年度水道課発注、橋の詰地区汚水幹線管渠築造工事において、振動が原因により所有家屋、本屋、車庫２棟 95 箇所が損傷し損害賠償を求められたものであり、専門コンサルタントの査定により決定された賠償額を計上したものである。又、財源は一般会計からの繰入金を充てたものである。慎重審査の結果、適切な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で今後もこのような事例発生が予想されるので、着工前家屋等の

事前調査の方法を再考されたいとの意見がありました。以上です。

**○議長（森敏則君）**

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

4 番議員、堀君。

**○4 番（堀進一郎君）**

これは参考のために委員長にお尋ね致します。議案 42 号、47 号、これは関連してますので、今回この審査の過程で現場確認は行かれたのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

**○議長（森敏則君）**

産業建設常任委員長、福田修君。

**○産業建設常任委員長（福田修君）**

課長と職員さんの詳細な説明を受けましたものですから現場の確認はいたしておりません。

**○議長（森敏則君）**

4 番議員、堀君。

**○4 番（堀進一郎君）**

今回は非常に稀な損害を被ったと、損害箇所も 2 棟 95 箇所と、そして特に工事に関連した事故であったものだから、出来れば現場も見て本人さんたちにも会って、どういう状況だったのか、事後処理はどうなっていたかを確認する必要があったにかなと、私個人的に考えたわけです。

**○議長（森敏則君）**

答弁いりますか。

産業建設常任委員長、福田修君。

**○産業建設常任委員長（福田修君）**

今回の事件につきましては、平成 20 年度に起こった発注された中で時間がだいぶ経っているわけでして、詳細を聞く中で、所謂現場検証が出来ないというような形のものもございましたので、今後こういう案件が出てきた場合には、即座に我々も行って確認をする必要があるんじゃないかと思いますので、委員会としてはこういう事件が発生した場合は、これから即座に対応をしていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

**○議長（森敏則君）**

他に質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

次に、これから議案第 42 号、議案第 47 号の討論を一括して行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで議案第 42 号、議案第 47 号の討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第 42 号、損害賠償の額を定め和解することについては、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 47 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算、第 1 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第 47 号、平成 23 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算、第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 7　議案第 37 号　町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長（森敏則君）**

次に、日程第 7、議案第 37 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（渡邉悟君）**

議案第 37 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案の理由と致しましては、現下の経済情勢、町財政状況等を踏まえ町長の給与を減額すべく、本案を提出するものでございます。今回の町長給与の減額は、私が町長選挙立候補の際公約として掲げていたものでございます。減額の期間は平成 23 年 7 月から 24 年 3 月までの 9 ヶ月間とし町長の給与を月額から 50%減額するものでございます。

以上、慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

**○議長（森敏則君）**

それでは、これから、質疑を行ないます。

6 番議員、吉永君。

**○6 番（吉永秀俊君）**

今回の町長の条例提案でございますが、先程の説明又昨日のやり取りを聞いていて、私は 3 点ほどお聞きしたいと思います。

第1は選挙公約と仰いましたが、この条例の動機といいますか、きっかけが納得のいかない部分がある。又、これがもし4年間されますと町長給与が半分ということが及ぼす波及効果がはっきりしない。又、この半額にされた目的は何なのかということも、はっきりしなかったものですから。先ず第1点目は動機と言いますか、きっかけ。これは昨日の話では自分が40年間役場に勤めて沢山退職金も貰ったし、40年間の年金もあるから自分のスタイルだから、提案したと言う話でした。そしたら他の人が町長になったら出来ませんねという事になりますが、それに対してはどういうお考えなのでしょうか。

それと、今回町長の給与を半分にされるという事で、その女房役となります副町長、教育長の給与も半額にする予定であるとすれば、自分の生活スタイルの為に今まで通り仕事をした副町長さん、教育長さんも半減しなくてはならないという事が、私はその辺の波及効果に対する説明がなかったので、そのへんをお聞きしたいと思います。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邉悟君）**

先ず1点目の動機が分からないという事についてですけども、先程私が言いましたように、一般質問でも話があっておりますように、40 年間勤めまして沢山退職金を貰ったとか何とかということではなくて、私が今まで40年間勤めてきましてノウハウを持っておりますので、そのノウハウを活かしながら職員には頑張ってもらって、私は身を挺して頑張ろうという事で、本当に40年間の感謝の気持ちで望んでおります。

それから波及効果というのは、どういう波及効果か分かりませんけども、カットすることについての波及効果というのは、あらゆる面に効果があると思います。効果というか逆に同情と言いますか、そういう事があるだろうと思います。例えば、町民の方の、所謂行政に対する要望とかそういう面とか、或いはボランティア活動とかそういう波及効果等もあります。勿論、一般質問でも橋村議員が質問されていましたが、金額的なそういう大事な貴重な税金でございますので、それをまちづくりの経費に使われるとか波及効果というのは上がるものと思います。

2点目の副町長に対して50%と、今、言われましたけども、50%とは言っておりません。減額という事ですので、誤解が無いようにお願いしたいと思います。それは、ご本人様にも私は副町長、教育長にもカットしなくてもいいですよと言う話をしてみたんですが、いや、首長がそういう姿勢であれば自分達も減額して望みたいという有り難いお言葉を戴いたものですから、そういう考え方にしております。敢えて理由と言いますか、副町長なり教育長の動機というのはよく分かりませんが、私の趣旨に賛同していただいたという事で理解をしておりますので、宜しくお願い致します。

**○議長（森敏則君）**

6番議員、吉永君。

**○6番（吉永秀俊君）**

波及効果については、副町長、教育長共に半分でないと半分までいかないけど、1割なのか2割なのか分かりませんけど、とにかくそういった減額がなされるわけです。

それと今の町長の答弁の中で職員には今までどおり頑張ってほしいというようなお話があったんですけど、現実的に言いまして町長の給与が半分になるという事は、1年続き、2年続き、3年続けば必ず町民の間からは、町長が減らしているのに何故職員は減らさないのか、なんで議員は減らさないのかという様な話に、私は一般の常識的な考えで町民から必ずそういう話が出てくると思うんですよ。そういうのに対して、今、町長は、職員の給与の減額は考えていないと仰いますけど、やはり自分が半額にする波及効果、そこら辺が波及効果なんですよね。それを町の職員の皆さんとか我々議員にこういう事が考えられるんですよ。その時に対してどのような説明と言いますか、答弁をされるのかをお聞きします。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邉悟君）**

職員給与につきましては一般質問でも回答いたしましたとおり、生活設計がありますので職員さんは路頭に迷うような事 50%カットなど全く考えられませんので、それは職員自体が生活できなくなります。又、カットした場合に今度は職員の人材が、役場に勤めようという職員もなくなってきます。そうしますと町自体が弱体化しますので、その辺は皆様に私の考えを伝えて、私の給料と職員さんの給料とは別格ですよということを、主張して参りたいと思います。

議員さんにつきましての波及というのは、私は、それは町民の考える事であって議員さんに敢えてカットしてくださいと言う必要もないし、それは町民の皆様がどう考えられるのか、今後の町政に当たっての町政の立場、議員さんの立場、それぞれ町民の皆様が評価をされて、それぞれ話はされると思いますので、そちらの方は議員さんの方で、しっかり話をされて必要な金額であれば、当然、我々みたいな常勤じゃないわけですから、皆様方のそういう議会活動の中で反論をされれば問題ないかと思っております。

宜しくお願いします。

**○議長（森敏則君）**

6番議員、吉永君。

**○6番（吉永秀俊君）**

そういうことで、たぶん2、3年するとそういう話が出てくると思いますので、職員の方の給与の減額を考えておられないならば、是非町民の皆さんには十分な説明を、職員はこれだけ頑張っているんだと、こういう仕事をしているんだというような、町民の皆様が納得されるように機会ある毎にしてもらえればと思います。

それと最後に3回目ですから、この目的ですが、昨日の話しでは未だ決めていないんだと、町民の皆様に色々聞きながら、色んな事に役立てたいと話をされたんですが、私

はこういった事をする時には、逆に町長の方から今年は6,000千円なり、7,000千円なり、8,000千円出るかもしれません。10,000千円ぐらい出るか知れませんけど、これをこういう目的に使いたいんだというような目標を自分から話された方がいいんじゃないか、こういうことをしたいと言った方がいいんじゃないかと思います。私は教育面で言いますと例えば学校の図書関係なんかは、千円、2千円するような普通の本はある程度の充実が何処でもできるんですけど、特に自然科学系の専門書になりますと10千円越すんですよ。こういった本を取り揃えるというのは、長崎、佐世保ではできません。ですからこういうお金を使って、東彼杵町の小学校、中学校に行ったら、佐世保市にも無いような高い本があるじゃないかというような、やはり目的を持って、そしてその成果は３人でこれだけ節約して、今年はこのお金をここに使いましたよという成果を町民の皆さんに見せて欲しい。例えば介護関係でいきますと、バリアフリー化するのに今一般的に言いますと、180千円～200千円しか補助金は出ません。それ以上は自己負担になるわけですよ。その限度額を東彼杵町は500千円にしたら、8,000千円節約したら40件ぐらいは500千円ぐらいの手出しをしないバリアフリー化が出来るわけですよ。そういった成果と費用対効果を、きちっと年度毎に、例えば今年は7,000千円使った。この7,000千円は私の給料を半額にしたこのお金でこういう事に使いましたよということを町民に見せられた方が、町長もこういった英断をされた職務の目的といいますか、面目が立つという考えを持っているんですけど、町長はどうお考えでしょうか。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邉悟君）**

今、議員が仰ったご提案を、有り難くお受けしたいと思います。今後の町政に生かして行きたいと思っております。今回の定例会の中で私もお話しましたとおり、目的は、まちづくりの為に、住民本位のまちづくりの為にということで言い続けてきました。そういう事で目的はそれなんです。ですから、今までみたいに役場の方で共同でまちづくりという制度がありますけれども、これと似たようなことに結果的になるかと思います。それで、受身のまちづくりではなくて、例えば34地区ございますけれども、各地区の区長さんをパートナーにして、職員を各地区の担当制にして、その中からまちづくりを盛り上げていこうという手法を説明しております。区長会でもそういう説明をしております。ですから具体的には今から財源の措置とか、或いは考え方とか、吉永議員も前回私にご忠告されましたとおり、まちづくりの方針といいますか、政策がぶれないように専門家を交えながら戦略を作ってから行動に移ろうかと考えております。そういう事で今年の年度末或いは来年に跨るようなことに、調査まで含めて、やがて来年ぐらいにはまちづくりの基本構想的なものが出てくると思います。そういう形で出来たらという事で、私の希望ですけど、今後まちづくり課を作り、或いは専門家の意見、区長さんとか皆さんのご意見を聞きながら、まちづくりがどうあるべきかということを住民本位での

施策で立ち上げていこうと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

**○議長（森敏則君）**

他に。9 番議員、岡田君。

**○9 番（岡田伊一郎君）**

町長にお尋ねをいたします。財源を確保する為の 50%カットでございましたけれども、一つ町長のお考えをお尋ねしたいのですが、例えば職員を理事職に上げて、職員から課長、管理職を上げて、副町長を廃止して副町長の仕事を兼任させて、職員の風穴を開けてまちづくりに取り組み、そして財源も副町長を廃止すれば町長が 50%カットしなくても財源は出てくる。こういう小さな町で、副町長の仕事も技術的な補佐もそういう感じで職員を管理職から理事職に上げてという方法は考えられなかったのかお尋ね致します。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邉悟君）**

そういう考え方も全くしなかったわけではございません。就任までが長い時間が有ったものですから、かなり試行錯誤しまして女性の登用とかその辺の人事に関しても相当悩んだんですが、そこまで至らなかったという事でそういう考えもありました。

**○議長（森敏則君）**

9 番議員、岡田君。

**○9 番（岡田伊一郎君）**

やはり町長職というのは、かなり激務で責任も重くなりますから、私の希望は、町長は責任の大家として 100%給与を貰って、それだけ仕事をしてもらえばいいと考えたものですからこういう発言をしたわけですが、その給与の仕事の対価、半分でも自分は 150%するんだという意気込みで、こういう選挙公約と仰いましたが、私の考えとしては、職員の停滞を招くといいますか、まちづくりをするならポストの空きですね。そういうことで職員から上げて副町長を廃止してやられたらどうかと考えたものですから、お尋ねを致しました。回答は結構でございます。

**○議長（森敏則君）**

他に。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 37 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第 37 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第 37 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8　議案第 48 号　東彼杵町副町長の選任について**

**○議長（森敏則君）**

日程第 8、議案第 48 号、東彼杵町副町長の選任についてを議題とします。局長に議案を朗読させます。

**○議会事務局長（上杉房男君）**

議案朗読。

**○議長（森敏則君）**

次に、本案について提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（渡邉悟君）**

選任する者の住所氏名等ですが、皆さん方も良くご存知の小山田正一氏を選任するものでございます。小山田氏の略歴でございますが、全く私と同じ経歴をお持ちでして、昭和 44 年 1 月に東彼杵町役場職員として勤務されております。併せまして平成 10 年経済課長、14 年に総務課長、平成 16 年に会計課長、最後は 21 年 3 月に退職になっております。その後は東彼杵郡の合併協議会の事務局長の嘱託で 3 ヶ月間、それから東彼杵森林組合事務局の参事として 21 年 7 月から現在まで至っております。正に 40 年間東彼杵町役場に勤務をされまして、会計課長を最後に退職されたわけですが、その後、合併協議会の事務局長とか森林組合事務局参事として勤務をされております。温和な性格であられまして、識見も聡明で心豊かな方でございます。慎重審議の上適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願いします。

**○議長（森敏則君）**

これから、質疑を行ないます。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 48 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議案第 48 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。この採決は無記名投票によって行います。投票の入り口を閉めます。扉が閉まりました。

只今出席人数は 11 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって立会人に、浪瀬真吾君、堀進一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。配布漏れはありませんか。配布漏れは無いという事で確認しました。

それでは次に投票箱を点検します。よろしいでしょうか。異常なしと認めていただいてよろしいでしょうか。

それでは今から投票を行います。事務局長が自席番号と指名を読み上げますので順番に投票願います。

**○議会事務局長（上杉房男君）**

只今から読み上げます。1 番福田修議員、2 番橋村孝彦議員、3 番浪瀬真吾議員、4 番堀進一郎議員、5 番滝川初夫議員、6 番吉永秀俊議員、7 番佐藤隆善議員、8 番樋口庄次郎議員、9 番岡田伊一郎議員、10 番後城一雄議員、11 番本下利之議員。

**○議長（森敏則君）**

投票漏れは有りませんか。

投票漏れは無いということで確認します。これで投票を終わります。

これから、開票を行います。浪瀬真吾君、及び堀進一郎君、開票の立会いをお願いします。

**○議長（森敏則君）**

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、賛成 11 票、

反対 0。以上のとおり賛成が多数です。

従って、議案第 48 号、東彼杵町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

**日程第 9　発議第 3 号　議会改革特別委員会設置に関する決議**
**日程第 10　発議第 4 号　学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議**

**○議長（森敏則君）**

次に、日程第 9、発議第 3 号、議会改革特別委員会設置に関する決議、日程第 10、発議第 4 号、学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議、以上 2 案を一括して議題とします。局長に発議 2 件を朗読させます。

**○議会事務局長（上杉房男君）**

局長朗読。

**○議長（森敏則君）**

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、橋村君。

**○議会運営委員長（橋村孝彦君）**

提出の理由を、3 号、4 号、追って読み上げます。

現下の地方自治は地方分権、地域主権時代に的確に対応できる変革が必要とされ、税財政を含めた町政全般の自己決定権が強まっており、こうした潮流の中で議会の役割は執行機関に対する監視機能を強化すると共に、議会自らが町民の為の政策を立案、発信していくことが益々重要と思われる。これからの町政を考えるとき、正に議会改革なくして地方分権、地域主権改革は無いと考える。

そこで、議員自ら身を正し町民から身近で信頼される公平公正な議会を基本にしつつ、積極的に町民参加できる議会運営を目指すと共に町民が求める議会とは何かを調査研究するため。

次、発議第 4 号にいきます。

提出の理由。

本町の小中学校の児童生徒数は、昭和 30 年代をピークに減少傾向を示し昭和 40 年代初期の約 30％までに減少しており、特に音琴小は複式学級が慢性化し、大楠小は 10 人未満の学級が多くなるなど、その傾向は益々顕著である。

また、これからの本町の人口構成の動向を見ても少子化は避けられず、今以上に児童生徒数が減少する事が容易に予想できる。この為、現在教育委員会において、学校規模適正化懇話会が設置され、今後の対応を検討されている状況下、議会に於いても独自の観点から執行部と一緒になり、子供達の教育環境や効果的な教育は如何に在るべきかを調査研究するため。以上でございます。

**○議長（森敏則君）**

それでは、これから委員長に対して一括して質疑を行います。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。
お諮りします。発議第 3 号、発議第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って発議第 3 号、発議第 4 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから一括して討論を行います。
[「討論なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
討論なしと認め、これで討論を終わります。
次に、これから発議題 3 号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って発議第 3 号、議会改革特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。
ここで名簿配付の為、暫時休憩いたします。

**暫時休憩（午前 10 時 34 分）**
**再　　開（午前 10 時 35 分）**

**○議長（森敏則君）**
それでは、休憩前の戻り会議を続けます。
只今、設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。併せて議会改革特別委員長に吉永秀俊君、副委員長に佐藤隆善君を選出したいと思います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って議会改革特別委員会の委員の選任については、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会改革特別委員長に吉永秀俊君、副委員長に佐藤隆善君が選出されました。
次に、これから発議第４号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って発議第４号、学校適正規模調査検討特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。
只今、設置されました学校適正規模調査検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。併せて学校適正規模調査検討特別委員長に浪瀬真吾君、副委員長に本下利之君を選出したいと思います。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って学校適正規模調査検討特別委員会の委員の選任については、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。
なお、学校適正規模調査検討特別委員長に浪瀬真吾君、副委員長に本下利之君が選出されました。
ここで、議案配布の為、暫時休憩します。

**暫時休憩（午前10時43分）**
**再　　開（午前10時44分）**

**○議長（森敏則君）**
休憩前の戻り会議を続けます。
お諮りします。只今、議会運営委員長から、発議第５号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１とし、日程の順序を変更し直ちに議題とする事にご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
**○議長（森敏則君）**
異議なしと認めます。従って発議第５号を日程に追加し、追加日程第１とし、日程の順序を変更し直ちに議題とする事に決定しました。

**追加日程第１　発議第５号　東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例**

**○議長（森敏則君）**

追加日程第 1、発議第 5 号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

発議を局長に朗読させます。

**○議会事務局長（上杉房男君）**

局長朗読。

**○議長（森敏則君）**

それでは、本案について提案者の説明を求めます。議会運営委員長、橋村君。

**○議会運営委員長（橋村孝彦君）**

提出の理由を読み上げます。役場組織見直しに於いて、まちづくり課が新たに設置されたことに伴い常任委員会の所轄を追加する為。以上です。

**○議長（森敏則君）**

それだは、これから提案者に対しての質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

それでは、お諮りします。発議第 5 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って発議第 5 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って発議第 5 号、東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**日程第 11　委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件**

**○議長（森敏則君）**

次に、日程第 11、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

所管事務の内、会議規則第 74 条の規程によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出が有ります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**日程第 12　特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件**

**○議長（森敏則君）**

次に、日程第 12、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。議会改革特別委員長、及び、学校適正規模調査検討特別委員長から、所管事務の内、会議規則第 74 条の規程によってお手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出が有ります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

**日程第 13　議員派遣の件**

**○議長（森敏則君）**

日程第 13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案について会議規則第 119 条の規定によってお手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。なお、只今決議しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森敏則君）**

異議なしと認めます。従って後日変更等があった場合は、議長に一任する事に決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

**閉会（午前 10 時 55 分）**

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成２３年１１月１４日

議　　長　　森　　敏 則

署名議員　　浪 瀬　　真 吾

署名議員　　堀　　進 一 郎